

議事の公表について(変更案)

平成27年6月8日
広域系統整備委員会 事務局

1. 電力広域的運営推進機関 広域系統整備委員会(以下「本委員会」という。)の議事は、業務規程第4条第2項に基づき、公表する。
2. 公表は当機関のウェブサイトに掲載することにより行う。
3. 委員会規程第9条に定める議事録の公表は、各委員の確認後に行う。なお、議事録には発言者の個人名は記載しない。
→(変更案)議事録には発言者の個人名を記載する。
4. 配布資料は、原則公表する。なお、個別の事情に応じて、資料を非公表とする場合は、委員長の了解を得るものとする。
→(変更案)(以下を追記する)
資料は当機関のウェブサイトに掲載し、関係する事業者等からの意見を受け付ける。
5. 会議は非公開とする。

【変更理由】

- ・各委員の意見の意図や文脈をより正確に公表するため、議事録は逐語形式とし、発言者の個人名を記載することとしたい。ただし、個別地点情報など業務規程第4条第2項に掲げる情報は除くこととする。
- ・業務規程第32条第4項に、広域系統整備の基本要件の検討に当たっては、関係する事業者の意見を踏まえることと定められているため、関係する事業者からの意見を受け付けることを明示することとしたい。

[業務規程 第4条第2項]

第4条 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。

- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

[業務規程 第32条第4項]

第32条 4 本機関は、前項の検討に当たっては、前条第1項第2号により検討の提起をした者の意見又は前条第1項第3号による検討の要請の内容並びに受益者及び関係する事業者の意見を踏まえるものとする。